

事 務 連 絡

平成21年10月1日

各 都 道 府 県 総 務 部  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各 指 定 都 市 総 務 局  
（人事担当課扱い）  
各 人 事 委 員 会 事 務 局

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正等について

人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-15-7）が本日公布、施行されるとともに、「人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年7月27日職職-329）」の一部が改正され、非常勤職員の忌引休暇及び病気休暇（私傷病）の対象範囲の拡大等が図られたので、参考までに送付します。

貴都道府県内の市区町村等に対しても、この旨周知願います。

（問合せ先）

公務員課公務員第四係 石崎

TEL 03-5253-5544（直通）